

ハーバーマスのコミュニケーション的行為論の基本構造

——討議理論における形式語用論的アプローチ——*

日暮 雅夫

1. はじめに

今日の代表的思想家の一人ユルゲン・ハーバーマス (Jürgen Habermas) の理論は現在、討議理論と呼称されている。ハーバーマスの理論の特徴は、社会理論、倫理学、民主主義論、言語哲学等の非常に多様な領域に及んでいると同時に、コミュニケーション的合理性に立脚する理論であるということである。ハーバーマスの1980年代の代表的著作『コミュニケーション的行為の理論』⁽¹⁾における成果は、認知的・道具的合理性に代わるこの新しい合理性の概念を提示したことだろう。実証主義者等が合理性概念を道具的・戦略的なものに切り詰めるのに対して、「近代」の持つ未だ展開されざるコミュニケーション的合理性のポテンシャルを全面的に開花させるプロジェクトを構想したのである。フランクフルト学派第一世代と称されるホルクハイマー、アドルノは、理性を道具的に縮減して捉え理性の自己批判を展開してゆく中で袋小路に至ったのに対して、ハーバーマスはコミュニケーション的合理性によってようやく彼らとは違った社会批判の支点を獲得した。ハーバーマスの自己形成の観点から見れば、『コミュニケーション的行為の理論』におけるコミュニケーション的合理性の提示は、1960年代に実証主義論争に参加しガダマーとの解釈学論争に触発され⁽²⁾、またアーレントのコミュニケーション権力概念の影響を受け、70年代にオースティン、サークル、ストローソン等の英米圏の言語哲学、アーペルの普遍的語用論、後期ヴィットゲンシュタインの言語ゲーム論等を研究して遂行した「コミュニケーション理論的転回」、「語用論的転回」の成果と言える。社会全体を担う理念

を喪失したポスト形而上学的・ポスト慣習的社會にあって、行為調整を行うコミュニケーション的行為の理論が、そのコミュニケーション的合理性の核にあるのは言うまでもない。

本報告では、同書を中心にハーバーマスのコミュニケーション的行為論を以下のように分析し再構成したい。最初にコミュニケーション的合理性を道具的合理性と対質して特徴づける(2節)。次に、コミュニケーション的行為の概念を他の行為類型と対比して展開する(3節)。さらに、コミュニケーション的行為がどのように相互行為を調整する役割を引き受けるのかを、コミュニケーション的行為のプロセスを検討しながら考察する(4節)。ハーバーマスが到達した発話行為の区別による相互行為の類型の分類表を取り上げる(5節)。最後に、ハーバーマスのコミュニケーション的行為論に関する問題を提示したい(6節)。

2. コミュニケーション的合理性

ハーバーマスが「合理性 Rationalität」を思想的當為の中心においていることは彼の思考を顕著に特徴づけている。ことに「コミュニケーション的合理性 kommunikative R.」は、ハーバーマスの哲学の中心的概念であると言えよう。ハーバーマスは、『コミュニケーション的行為の理論』の冒頭で、合理性の定義を極めて日常的用語法に近い形で示している。ハーバーマスは、「合理的」という述語が人間と、発言を含む行為を主語として用いられるとした上で、「……ある発言の合理性は、批判および根拠づけが可能かどうかにかかっている」(27, 上三二)とする。つまりある発言が合理的であると言いうるのは、

その発言の主張する要求が批判に対して擁護され論拠によって基礎づけられうるときのことである。

ハーバーマスは、「コミュニケーション的合理性」を、近代において経験論的に理解された合理性である「認知的・道具的合理性 *kognitiv-instrumentale R.*」(28, 上三三)と対比して特徴づける。この後者の合理性は、近代の合理性が持っていたポテンシャルを極めて限定された形態でだけ示しているに過ぎない。「この種の合理性の概念には、偶然的環境の諸条件を情報に基づいて自由に処理し、これらの条件に巧みに適応することによって、有効な自己主張ができるとの意味が含まれている」。この認知的・道具的合理性とは、行為主体が実在的客観的世界に対して目的を設定しそれを実現しようとする際のものである。ここでは、合理性は、行為主体が有効に条件を制御して所与の効果をうることができかどかを基準に評価される。

それに対して、コミュニケーション的合理性の概念は、「さらなる合理性の概念」(28, 上三三)として提示される。「このコミュニケーション的合理性の概念は、議論的対話 *argumentative Rede* の持つ、強制なく一致し合意を作り出す力 die zwanglos einigende, konsensstiftende Kraft という中心的な経験に究極的に帰する含意を帯びている。この経験のなかで、様々な参加者は、最初はただ主観的に過ぎない考え方を克服し、理性に動機づけられた信念を共通に持つことによって、客観的世界の統一と彼らの生活連関の相互主体性とを自分に確固としたものとする」。コミュニケーション的合理性は、主体が議論に参加することによって形成する相互主体的関係に関わり、強制ではなく了解によって一致し合意を作り出す力に依拠する。個人はこの議論に参加することによってその主観的見解を客観的、または超主観的になしらし、客観的世界の側も統一したものとして示され生活連関の相互主体性も確証される。合理性一般の定義が、ある言明が批判および根拠づけが可能であることからすれば、コミュニケーション的合理性とは、議論的対話という相互主

体的領域のなかで、ある者の発言が何かに関して妥当性を持つという要求が根拠づけられるこことを意味している。

コミュニケーション的合理性の概念を打ち立てることによって、認知的・道具的合理性に新しい観点から照明を当てることができる。というのも、認知的・道具的合理性は、客観的世界の事実関係を認識しそれを用いて主体が自分の目的を実現することに関わるのであるが、その目的一行為連関は相互主体的なミュニケーション的合理性の立場から問題としうるからである。つまり、主体は客観的世界の事実認識とその処理について、自分の発言において何らかの真理性の妥当性を要求し、それについて相互主体的に合意するに至ることを求める。ここでは認知的・道具的合理性の主体—客体の軸が、相互主体性の主体—主体の軸から捉えなおされている。ハーバーマスは、コミュニケーション的合理性の一極をなすこのような主体の発言を「事実確認的な言語行為 *konstative Sprechhandlungen*」(35, 上三九)と呼ぶ。さらにハーバーマスは、コミュニケーション的合理性を構成する別な根拠に基づく言語行為として、「規範に規制される行為 *normenregulierte Handlungen*」、「表示的な自己叙述 *expressive Selbstdarstellungen*」、「評価的発言 *evalutive Äusserungen*」(36, 上四〇)を挙げている。規範に規制される行為は、社会的世界における規範の当為妥当性の要求に関わっているが、人々は自分の行為を規制の規範に照らして説明するときに、根拠を挙げることができるし、批判されることもありうる。表現的な自己叙述は、主観的世界の内面的体験を叙述するものであるが、それですら本当に誠実に一貫して内面を吐露しているのかどうかを吟味しうるのである。評価的発言は、一つの文化・言語共同体における価値を受け入れるかどうかに関わっている。コミュニケーション的合理性は、これら様々な領域に関わっているが、主体がその発言における妥当性要求を批判にさらしつつ合意を目指すことによってその発言を根拠づけようとする点では同一の構造を持つものである。

3. コミュニケーション的行為の概念

ハーバーマスは、コミュニケーション的合理性の探求を、「コミュニケーション的行為の概念を形式語用論的に解明する」(114, 上一二〇)ことによって行おうとする。形式語用論という用語は、K.-O. アーペル等の普遍的語用論と対比されて用いられている。ハーバーマスが語用論的アプローチを取るのは、言語を行為者間の相互行為を調整する媒体として取り扱うことができるからである。ここでは『コミュニケーション的行為の理論』の中心概念である「コミュニケーション的行為」概念の内含を析出して行こう。「最後にコミュニケーション的行為の概念は、(言語であれ言語以外の手段を用いてであれ) 相互人格的関係に入って行く、少なくとも二人の発話でき行為できる主体に關係する。行為者たちは、彼らの行為計画とそれによって彼らの行為を同意できるように調整するために、行為状況に関して了解 Verständigung を求める」(128, 上一三三)。ここでは第一に、コミュニケーション的行為とは、二人かそれ以上の行為者の間の相互的な関係に関わり、第二にこれらの行為者が了解を通じて彼らの行為を調整することであるとされている。ハーバーマスは、言語上の了解が、コミュニケーション的合理性の概念を分析する際の「導きの糸 Leitfaden」(114, 上一二〇)であるとする。それでは、この了解をより詳しく定義するとどうなるだろうか。

「了解の概念は、批判可能な妥当性要求 Geltungsansprüche に即して測られる、参加者の間で到達された合理的に動機づけられた合意 Einverständnis である。妥当性要求 (命題的真理性 propositionale Wahrheit, 規範的正当性 normative Richtigkeit, 主観的誠実さ subjektive Wahrhaftigkeit) は、発言においてシンボル的に具体化される知の様々なカテゴリーを特徴づける」(114, 上一二〇)。

ここで言われていることは、了解が、参加者の間の、妥当性要求に基づいて合理的に根拠づけられうる合意であることである。それに関してハーバーマスはさらにコミュニケーション的

合理性の二つの内含を導き出す。第一は、それが諸発言を根拠づける妥当性要求の様々な形態を持つことであり、それが上の引用文では三つに分岐化されていた。第二に、行為者がその発言の妥当性要求に対応して、三つの形式的世界概念に關係することである。

それは、実在的・客観的世界、社会的世界、主観的内面的世界であり、それぞれが命題的真理性、規範的正当性、主観的誠実さという妥当性要求に対応している。

行為者と世界との関連が行為である。ハーバーマスは、ジャーヴィがポパーの三つの世界の理論を行為理論に転用した考察を批判的に用いながら⁽³⁾、社会科学的理論における行為概念を四つに分類することによってコミュニケーション的行為の概念を析出しようとする。

a) 目的論的行為 das teleologische Handeln

目的論的行為の概念は、行為者と、客観的に存在する事態の世界を前提している。行為者は知覚を通して存在する事態に関する私念を作り出すとともに、意図を展開して望ましい事態を生み出そうとする。そのような事態は、言明命題や意図命題に関する命題的内容として表現される。行為者が他の行為者に影響を与えようとする場合、その行為は戦略的行為 das strategische Handeln と言われる。「目的論的構造があらゆる行為概念にとって基本的である」(150, 上一五一) とハーバーマス自身が言っているように、目的論的行為は、他の行為連関に対しても基底的な役割を果たす。

b) 規範に規制される行為 das normenregulierte Handeln

この行為概念は、行為者と、客観的に存在する事態の世界の他に、社会的世界を前提している。行為者は社会的世界に他の多くの行為者とともに所属しており、社会的世界はどのような相互行為が正当であるかを決定する規範的なコンテクストから成り立つ。規範は、普遍的な当為命題で表現され、そこでは規範的正当性が妥当性要求として提示されている。ある規範は参加者すべての一貫が獲得できたとき、その社

会的妥当性が根拠づけられた、と考えることができる。

c) 演劇的行為 das dramaturgische Handeln

この行為概念は、行為者と、前記の二つの世界の他に、内面的・主観的世界を前提としている。演劇的行為において、行為者は、お互いの目の前で自己表現を行う公衆を形成する相互行為参加者となる。行為者は、彼自身の感情や願望などの彼のみが接近できる主観的な体験世界を表現する。この行為においても客観的評価はあるのであり、それは行為者の主観的なものが適切な時期に誠実に表現されているか、が根拠となる。

d) コミュニケーション的行為 das kommunikative Handeln

この行為概念については既に、それが二人以上の行為者の相互人格的関係であり、了解を通じて行為の調整を行うものであることを示した。ここでは、主として以上三つの行為概念との対照において、ハーバーマスのコミュニケーション的行為モデルの特徴を次の三つの観点から析出したい。

第一に、コミュニケーション的行為モデルだけが、言語を「切り詰められていない了解の媒体」(142, 上一四四) として前提するものである。ここで「切り詰められていない」と言われるには、他の三つの行為モデルにおいて言語がそれぞれ違った視点でありながら「一面的に」捉えられていたことと対比されている。つまり、目的論的行為モデルにおいては言語は行為者が自分の効果を及ぼしあう多くの媒体のうちの一つと考えられており、規範的行為モデルにおいては文化的価値を伝承し合意を形成するための媒体だと考えられ、演劇的行為モデルにおいては自己演出の媒体であると考えられていた。それに対してコミュニケーション的行為モデルだけが、言語を了解の完全な媒介として捉え、話し手と聞き手は同時に客観的、社会的、主観的世界に関係することになる。このように考えると、今まで述べてきた三つの行為モデルはむしろ、コミュニケーション的行為の「極端な事例

Grenzfälle」(143, 上一四五) であると捉え直される。

第二に、コミュニケーション的行為モデルにおいて、発話者は世界との関連を「反省した仕方で auf eine reflexive Weise」も持つ。それは、先述の三行為においては、話し手が世界と直接的な仕方でのみ関係したのと対比されるものである。「コミュニケーション的行為にとって言語はただ語用論的な観点からのみ重要である。すなわち、話し手は命題を了解志向的に用いることによって世界との関係を持ち、それは目的論的行為、規範統制的行為、演劇的行為におけるようない直接的であるのみならず、反省した仕方でもある」(148, 上一四九)。発話者はコミュニケーション的行為において他の発話者と了解を目指して関係する。そのなかで話し手は、先述の三つの世界に間接的に反省的に関わりそれを一つの体系に統合するのである。先述の三つの世界との関係においては主体と世界との関係そのものの分析は社会学者によってなされたが、コミュニケーション的行為においては主体と世界との関係が「話し手と聞き手自らのパースペクティヴ」(149, 上一五〇)に基づくことになる。

第三に、コミュニケーション的行為において、了解が行為者相互の行為を調整するメカニズムの機能を果たすことが示される。相互行為の参加者たちは、自分の発言において三つの世界に関して主張をし妥当性要求を行う。この妥当性要求に対しては批判可能であり、参加者たちはそれを受け入れる場合には自分の行為を拘束する義務が生じるし、反論する場合には対立する論拠を挙げて自分の反論を根拠づけねばならない。参加者たちはこのように相互に掲げる妥当性要求を相互主体的に承認しあうことによって合意に至る。この合意に至る過程が了解であり、それが行為を調整するメカニズムを果たすのである。

しかしこのコミュニケーション的行為モデルが持つ行為調整的メカニズムの解明は、ハーバーマスが、後期ヴィットゲンシュタインの言語ゲーム論、ミードのシンボル的相互行為論、

オースティン, サールらの言語行為論, ガダマーの解釈学等を批判的に研究することによって, アーペルらとともに構築した形式語用論の分析に入らねばならない。それを果たすのが次節の課題である。

4. コミュニケーション的行為の解明——形式語用論の展開

ハーバーマスは、「どのようにしてコミュニケーション的行為が…（中略）…行為調整の機能を引き受け相互行為の構築に寄与するか」（346, 中一四）を、形式語用論を展開することによって示そうとする。それをなしているのが、『コミュニケーション的行為の理論』の第三章「第一中間考察」（367-452, 中七一九三）である。

ハーバーマスは、コミュニケーション的行為を、他の社会的行為の類型と対比することによってその特質を描き出す。「社会的行為は、その当事者が成果志向的態度 *erfolgsorientierte Einstellung* をとるのか、了解志向的態度 *verständigungsorientierte E.* をとるのかに応じて区別される」（386, 中二二）。参加している行為者がその行為計画を了解を通じて調整する場合がコミュニケーション的行為である。それに対して、行為者が客観に介入する実行度によって評価する場合は、道具的行為、さらに他の行為者の意思決定に対する影響の実行度を評価する場合が戦略的行為である。コミュニケーション的行為は、まさに参加者が相互に了解を志向する態度を取ることによって特徴づけられている。それでは了解とはどのような事態であるのか。「了解とは、言語能力と行為能力をそなえた諸主体の間の一一致 *Einigung* のプロセス、と見なされる」（386, 中二三）。

ここではハーバーマスのコミュニケーション的行為論における了解の特徴を三点挙げておく。

第一に、コミュニケーション的行為の了解において目指されている合意は、気分的な一致でも、単に事実的な一致でもなく、命題的に表現され言語的な形態を取ったものでなければならない。「コミュニケーション的行為が目指される、す

なわちコミュニケーション的行為において共通に前提される合意 *Einverständnis* は、命題的に差異化している」（386, 中二三）。

第二に、コミュニケーション的行為で目指されている合意とは、参加者が合理的に動機づけられる、つまり理解可能な根拠によって納得した場合に限る。「了解プロセスが目指す合意とは、ある発言の内容に対して合理的に動機づけられて同意するための条件を満たすものである。コミュニケーション的に目指される合意は、合理的な基礎を持つ」（387, 中二四）。つまり、その意見の一致が、他者が参加者の意思に戦略的に成果を計算して影響を与えてなされた場合は、合意とは見なせない。脅しや利益誘導による一致は、了解において目指される合意とは見なせないのである。

第三に、そのような合理的に動機づけられた合意が成立するのは、ある人が掲げる申し出のなかの妥当性要求に対して、もう一人が肯定的に態度決定することによってそれを受け入れる場合である。もちろんこの妥当性要求は批判可能であり否定されることもありうる。もしそうでなければ、それは命令や強制であり、了解における合意とは見なせない。「合意は共通に納得しあうこと *gemeisame Überzeugungen* に基づく。ある者の言語行為が成功するのはただ、他の者がある原則的に批判可能な妥当性要求に（たとえ内含的にではあっても）ヤーかナインの態度を取ることによってその言語行為のうちに含まれている申し出を受け入れるときのみのことである」（387, 中二四）。この言語的応答関係をより仔細に見てゆこう。

コミュニケーション的行為が行為調整機能を果たしうるのは、相互行為をなす話し手と聞き手が合意に達することによる。それがどのような論理構造を持っているかをハーバーマスにしたがって析出してみよう。ハーバーマス自身の叙述は重層的で詳細であるが、ここではその基本的な構造のみを問題とする。その最も根底にあるのは、話し手の発話行為による申し出を聞き手が受け入れ合意することである。

その際まず話し手が申し出るときに何をなす

のかを明らかにしなくてはならない。「(聞き手の——引用者による解釈)合意は一方では、(話し手の——引用者による解釈)発言の内容に関わり、他方では発話行為に内在的な保証 *Gewährleistungen* と相互行為の帰結にとって重要な拘束 *interaktionsfolgenrelevante Verbindlichkeiten* とに関わっている」(398, 中三五)。聞き手が合意するに先立って、話し手は発話行為によって、①「煙草をすわないようにお願いします」といった発言内容を示し、②それが両者の関係に義務(拘束)をもたらすことと、そのような拘束の妥当性を要求することに対して自分が認証していることを保証するのである。

それに対して聞き手は、話し手の要求を承認して発話行為による申し出を受け入れるか、承認せずに申し出を拒絶するかである。ここにコミュニケーション的行為の調整機能の主軸がある。ハーバーマスは、「聞き手のパースペクティヴ」(399, 中三六)から、発話行為に対する聞き手の反応に三つのレヴェルを区別する。

- ① 意味論的レヴェル…「聞き手は発言を理解する、つまり言われたことの意味を把握する」(399, 中三六)。
- ② 語用論的レヴェル…「聞き手は、発話行為によって掲げられた要求に対してヤーかナインの態度を決める、つまりはこの申し出を受け入れるか拒否するかする」。
- ③ 経験的レヴェル…「達成された合意に従って、聞き手は自分の行為を慣習的に定まった行為義務にあわせて方向づける」。

①の意味論的レヴェルにおいて、聞き手は、話し手の申し出によってどのような義務が求められているのか、その義務が何を意味しているか、どのような充足条件の下でその義務が果たされるのか、話し手が望んでいる状態をもたらすのに何を行い何をやめねばならないか、を理解しなければならない。先の煙草の例で言えば、「煙草を吸わないこと」が何を意味しておりそれがどのような動作をしないことであるかを理解することである。いわばこのレヴェルは、行為義務の認知主義的側面ということができよう。

ただし人は、ある義務を認知しながら行わないことも可能である。

②の語用論的レヴェルは、まさに聞き手がこの義務の要求を受け入れることに関わる。話し手はある義務の規範的妥当性要求の申し出を行っているのだが、聞き手はここでこの義務の要請を妥当だと見なし、つまり規範的に正当化されていると見なしその要求を受け入れる(か拒絶する)。ハーバーマスはコミュニケーション的行為における妥当性要求の受け入れを三段階に区分している。「この場合われわれは、行為のないし行為の基礎にある規範の妥当性 *Gültigkeit* と、その妥当性の条件が満たされるという要求 *Anspruch* と、掲げられた妥当性要求の認証 *Einlösung*…(中略)…を区別しなければならない」(406, 中四二)。第一は規範の妥当性そのものの段階であり、第二はその妥当性が要求される段階、そして第三がこの要求が受け入れられる、つまり認証される段階である。この三段階を経ることによって、規範の妥当性は根拠づけられる。この妥当性要求が受け入れられる三段階は、話し手が提示する際に用いものもあり、聞き手が受け入れる際にも条件をなすものでもあろう。聞き手は、話し手の妥当性要求を拒絶することができる。その際は、話し手は、より確からしい根拠を挙げるか、別な新しい妥当性要求を提示しなくてはならない。あるいは、今まで聞き手だった者が今度は新たに規範を提示するかもしれない。さらには、両者の間に合意が成立しないことも可能である。話し手が聞き手の批判にさらされ聞き手を納得させる根拠を示さねばならないがゆえに、「こうして今やわれわれは、話し手が自分の発話行為の申し出を受け入れるよう聞き手を合理的に動機づけると、言うことができる」。

③の経験的レヴェルにおいて、話し手と聞き手の相互的行為者は、合意をコンテキストにおいて具体的に加工して行き、自分の行為をそれに向かって方向づける。

以上の①から③によって、話し手の批判可能な妥当性要求と結びついている発話行為が、妥当性要求の持つ構造を基礎として、発話行為

の申し出を受け入れるように聞き手を合理的に動機づけることができ、こうすることによってコミュニケーション的行為は相互行為者間の行為調整のメカニズムとして働きうる。

5. コミュニケーション的行為による類型化

コミュニケーション的行為において、話し手と聞き手とが相互承認する合意において行為調整機能が果たされるのを見てきた。本稿第3節冒頭で一瞥したように、本来妥当性要求には様々な形態がありそれに対応する形式的世界概念も様々に考えられてきた。この妥当性要求の種類にしたがって、発話行為の類型が区別され、発話行為の類型にしたがってコミュニケーション的行為が整除される。「コミュニケーション的行為をその発語内的拘束効果によって他の社会的行為すべてから区別した後は、多様なコミュニケーション的行為を発話行為の類型にしたがって整除する番である。そして、発話行為を分類するための導きの糸としては、話し手の発言に対して合理的に動機づけられてやーかナインのどちらかの態度を決めるという聞き手の選択がふさわしい」(410f., 中四六)。

妥当性要求とそれに対応する世界が本当にハーバーマスの言うように区分されうるのか、またハーバーマスが区分するその仕方は肯定できるのか、についてはハーバーマス自身が幾分かは取り上げているように様々な議論がある。しかしここではその詳細については立ち入ることはせず、ハーバーマスの区分けにしたがって整理してみよう。

ハーバーマス自身が提出した例は、ゼミナーで教授が参加者に要請を行う場合である。教授が「水をいっぱい持ってきてくれませんか」と要請するのを、学生が了解志向的態度で遂行された発話行為であると理解した場合、三つの妥当性要求に基づいて拒否することができる。最初に拒否のケースを取り扱うのは、その方が妥当性要求の析出が容易だからである。

- ① 「いいえ、あなたは私を自分の使用人のよう取り扱うことはできません」(411,

中四七)。

- ② 「いいえ、あなたが本当に意図しているのは、他のゼミナール参加者に私にへんな印象を与えることだけです」。
- ③ 「いいえ、一番近い水道でも授業が終わるまでに戻ってこれないほど離れています」。

①の場合は、そもそもそのような要請をすることが規範的に正当であるかを問う規範的正当性の観点から、②は話し手の意図が本当に主観的体験の表出であるかを問う主観的誠実さの観点から、③はその要請を実行することが事実上不可能であるという客観的真理性の観点から反論がなされている。

聞き手が話し手の申し出を受け入れることによって合意が成立する場合、その合意は三つのレベルで同時に達成される。その際発話行為は、了解の媒体として次の三つに役立ち、それぞれのレベルに対応する世界に関係する。発話行為は、規範的正当性のレベルでは、「相互人格的関係の樹立や修復に役立つ——その際、話し手は正当な秩序という世界内の何かに関係している」(413, 中四九)。主観的誠実さのレベルでは、「体験の表明に、つまり自己表示に役立つ——その際、話し手は当人のみが特権的に達しうる主観的世界における何かに関係している」。客観的真理性のレベルでは、「状態や出来事の叙述や前提に役立つ——その際、話し手は現存する事態の世界における何かに関係している」。このように、了解に志向した発話行為は常に、三種の世界関係のうちに織り込まれている。

了解がただひとつの主要な妥当性要求に方向づけられる場合、三つのレベルは、三種の基本話法に表れる。「規制的発話行為 Regulative Sprechakte においては、(命令の場合には)基本的要請文が、(約束の場合には)基本的意図文が現れる」(414, 中五〇)。「表示的発話行為 Expressive S. においては、(一人称現在の)基本的体験文が現れる」。「事実確認的発話行為 Konstative S. においては、基本的言明文が使われる」。

話し手が取るこれらのレベルの妥当性要求は、話し手が取る「基本的態度」を規定する。第一の規範的正当性に対応しているのは、「社会的グループの構成員が正当な行動期待を満たす際の規範適応的な態度 *normenkonforme Einstellung*」(415, 中五一)である。第二の主観的誠実性に対応しているのは「自分自身を表現している主体が本人が特権的に通じているその内面について公衆の前で明らかにする表示的態度 *expressive E.*」である。第三の客観的真理性に対応しているのは、「世界に生じた何かに中立的な観察者が関わる際の客観化する態度 *objektivierende E.*」である。

以上のように、妥当性要求の3レベルから発話行為の3類型の諸特徴を類型化することができる。これらの三つの発話行為はコミュニケーション的行為に属するが、ハーバーマスはそれらが極端化した場合を想定してコミュニケーション的行為の3純粹類型を、「言語に媒介された相互行為の純粹類型」として取り出す。それらは、三つの妥当性要求に対応して、「会話

Konversation, 規範に導かれた行為 *normenregulierte Handeln*, 演劇的行為 *dramaturgisches Handeln*」(438, 中七三)である。これらは、用語法的には、第3節で言及した社会科学理論における三つの行為モデルから来ている⁽⁴⁾。

ハーバーマスは、以上の類型化を「言語に媒介された相互行為の純粹類型」(439, 中七三)として表(下掲)に整理している。

6. 結びに代えて

以上ハーバーマスの理論展開を、コミュニケーション的合理性、コミュニケーション的行為がいかにして行為調整機能を引き受けるのか、言語に媒介された相互行為がどのように類型化されるのか、という問題にしたがって再構成してきた。ここでハーバーマスが試みたのは、様々な理論的諸潮流を結合し、形式語用論を通じて社会理論と言語哲学を架橋することであった。コミュニケーション的行為論は、コミュニケ

「言語に媒介された相互行為の純粹類型」

形式語用論的 メルクマール Formal-pragmatische Merkmale 行為類型 Handlungstypen	特徴的発話行為 kennzeichnende Sprechakte	言語の機能 Sprachfunktionen	行為志向 Handlungsorientierungen	基本的態度 Grund-einstellung	妥当要求 Geltungsansprüche	関連する世界 Weltbezüge
戦略的行為 strategisches Handeln	発語媒介行為・命令 Perlokutionen, Imperative	相手に影響を与えること Beeinflussung des Gegen-spielers	成果志向型 erfolgsorientiert	客觀化的 objektivierend	[実効性] [Wirk-samkeit]	客觀的世界 objektive Welt
会話 Konversation	事実確認的発話行 為 Konstative	事態の叙述 Darstellung von Sachverhalten	了解志向型 verständigungsorientiert	客觀化的 objektivierend	真理性 Wahrheit	客觀的世界 objektive Welt
規範に規制された 行為 normen-regulierte Handeln	規制的発話行為 Regulative	相互人格的関係 の樹立 Herstellung interpersonal Beziehungen	了解志向型 verständigungsorientiert	規範適応的 normen-konform	正当性 Richtigkeit	社会的世界 soziale Welt
演劇的行為 dramaturgisches Handeln	表示的発話行為 Expressive	自己表出 Selbst-repräsentation	了解志向型 verständigungsorientiert	表自的 expressiv	誠実性 Wahrhaftigkeit	主觀的世界 subjektive Welt

ケーション的合理性の理路を明らかにし、相互主体性の理論を語用論的に深化させたのであり、その後に展開されてゆく討議倫理学や民主主義論等の多領域に渡る討議理論の基礎をなすものであった。したがってコミュニケーション的行為論の成果そのものの評価は、ハーバーマスとその理論的継承者達が他者との論争のなかで展開した理論の総体のなかで見られるべきであろう。今後はそれを検証する作業を行ってゆきたいと考える。

結びに代えて、本稿では取り上げることができなかった問題を何点か指摘しておきたい。

第一に、ハーバーマス自身が『コミュニケーション的行為の理論』の中で言及しているものとして、形式的語用論を経験的語用論と結合させることがある。そこでは、発話行為の類型を経験的日常的な言語使用の中の基本話法に即して探求することが目指される。そうすることによってハーバーマスの相互行為の類型と、オースティンやサーク等の発話行為の類型との差異も問題化することができるだろう。また三つの妥当性要求に対応する三世界説の正当性、それに伴う行為の類型化のヴァリエーションの是非も問題にできよう。さらに、形式語用論が経験的領野と結合する際に、発話行為と社会の規範的制度化との関係が探求されるべきである。発語内的言語行為による規範の定立は、社会を統合し制度化する結節点であるはずである。それと同時に、経験的分野で、コミュニケーション的行為がどのように強制や抑圧によって歪められるのか、どのように規範は侵害されうるのか、どのように行為者の相互主体的関係は権力的ヒエラルキーを形成するのかといったメカニズムも解明されねばならない⁽⁵⁾。またそれとは反対に、完全に理想的な発話状況の条件の解明もされねばならない。コミュニケーションの理想的な条件が明らかとならなければ、日常的発話行為における見せかけの一致も「歪み」と言うことはできないからである。ハーバーマスは80年代に、討議倫理学においてこの条件の解明に取り組んでいった。

第二に、コミュニケーション的行為を行為論

一般の中で位置づけることがある。本稿の相互行為の類型では、コミュニケーション的行為と戦略的行為とがまず対比されていた。この両者に通底する行為の基本構造はあるのかということが、まず明らかにされねばならない⁽⁶⁾。次いでこの両者の区分について以下の点を考察することが必要である。この両者は行為者の意図がコミュニケーション的行為においては了解志向的であり、戦略的行為においては成果志向的であるということによって区別された。しかし実際の場面においてはわれわれは、行為者の意図を外部から明確に断定することはできない。また、現実の行為においては両者は混合していることがある。また現実社会においては戦略的行為の領域が広いだろうが、それらが全く規範による統制から無関係かというとそうは言い得ないだろう⁽⁷⁾。ハーバーマスは社会全体を、コミュニケーション的行為が展開される生活世界と、戦略的行為が展開されるシステムとに区分している。生活世界は発話行為における合意の背景にあり、規範や知識のストックがある統一的な領域であり、システムは権力と貨幣というメディアにコントロールされる領域である。コミュニケーション的行為と戦略的行為との対比は、この社会の二区分に行き着くが、この両者の関係を統合的に把握することが試みられねばならないだろう⁽⁸⁾。

注

- (1) Jürgen Habermas: *Theorie des kommunikativen Handelns*, 1, Suhrkamp, 1981. 河上他訳『コミュニケーション的行為の理論（上・中）』未来社, 1985-6年。この書からの引用に際しては、原書の略記号と頁数、および邦訳の巻数・頁数を本文中に示した。訳文には必要に応じて手を加えた。強調は断らなかった限りハーバーマスのものである。
- (2) 永井・日暮編『批判的社会理論の現在』（晃洋書房, 2003年) 202頁以下参照。
- (3) *Theorie des kommunikativen Handelns*, 1, S. 115ff. 同訳書一二一頁以下。
- (4) ここでハーバーマスが事実確認的発話行為に對応する相互行為類型を「会話」としているの

- は若干不自然である。ハーバーマス自身、事実確認的発話行為に対応する相互行為類型が一見したところ見当たらない、としている(438、中72)。社会科学理論における三つの行為モデルにおいてはそれに対応するのは、「目的論的行為」であった。私はこの「コミュニケーション的行為」と「目的論的行為」との関係に、ハーバーマスの行為論における理論的解れがある可能性があるのではないか、と思う。
- (5) ハーバーマスは、ストローソンのルサンチマンの道徳的意味の分析について言及している(427、中六二)。また Jürgen Habermas: *Moralbewusstsein und kommunikatives Handeln*, S. 55ff., Suhrkamp, 1983. 三島他訳『道徳意識とコミュニケーション行為』(岩波書店, 1991年) 78頁以下参照。
- (6) トゥーゲントハットは、以下の論文で、コミュニケーション的行為を行為一般の中に位置づけることを試みている。Ernst Tugendhat,

Habermas on Communicative Action in: *Sage Masters of Modern Social Thought*, Jürgen Habermas, Vol. 1, ed. b. D.M. Rasmussen & J. Swindal, Sage Publications, London, 2002, p. 216.

- (7) これに関してはハーバーマスは90年代に『事実性と妥当性』の中で「交渉」として新しい位置づけを与えていた。
- (8) ホネットはこのハーバーマスの二元論的社會把握そのものに疑義を呈している。Axel Honneth: *Kritik der Macht*, Suhrkamp, Frankfurt am Main, 1989, S. 324ff. アクセル・ホネット著、川上倫逸監訳『権力の批判』法政大学出版局、1992年、371頁以下参照。

*この論文は、言語人文学会第13回大会における研究報告に大幅に手を加えて改稿したものである。またこの論文は、平成15年度科学研究費補助金(基盤研究(c)(2))の成果の一部である。